

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

人事院が令和6年8月8日に国会及び内閣に対して行った意見の申出(※)に鑑み、国家公務員の育児時間制度を拡充

※ 令和6年5月に改正された民間労働法制（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）を踏まえたもの

改正内容

育児時間制度の拡充

【育児時間制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度】

- (1) 育児時間について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき人事院規則で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

（人事院規則で定める特別の事情が生じた場合は、形態を変更可能）

【現行】

2 h
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h
① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h以上（1日単位で取得することも可）

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

- (2) 育児時間の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

施行期日

公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

※ 民間労働法制の施行から遅れることなく実施